

地方税法等の一部改正に伴う市税条例改正の概要
(平成20年4月30日条例第3号)

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、その一部が同日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について、市税条例の規定整備を行いました。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正事項)

1 個人市民税

(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用することができることとする。

【参考】個人市民税における住宅ローン控除に係る減額措置の概要

制度の概要		所得税の住宅ローン控除において、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、所得税において控除できなくなる額を控除するもの
創設の理由		税源移譲は、地方分権の推進が目的であり、納税者の税負担の増減を目的とするものではなく、所得税と個人住民税を併せた納税者の負担の変動を抑制するため
適用時期		平成20年度分から適用（平成18年度税制改正における改正事項）
申告 手 続	改正前 (現行)	原則3月15日までに申告書を住所地の市町村又は税務署（確定申告書を提出する場合のみ）に提出した場合に限り適用。ただし、提出期限後において納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。
	改正後	申告期間経過後も、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、適用することができることとする。
	改正理由	上表の理由のほか、所得税における住宅ローン控除は、初年度に確定申告すれば2年目以降は年末調整により申告不要となるのに対し、個人住民税は毎年度申告が必要であることを考慮

(2) エンジェル税制

特定中小会社（注）が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止する。

（注）設立10年未満の中小企業であって大規模会社の子会社でないこと等の一定の要件に該当する企業

2 法人の市民税

法人でない社団又は財団（注）で収益事業を行わないものについては、市民税の納税義務者から除外する。

（注）法人でない社団の例…町内会、同窓会等

法人でない財団の例…財団法人として設立準備中で主務官庁の許可を得ていないもの

3 固定資産税

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の省エネ改修工事が所定の期間内（平成20年4月1日～平成22年3月31日）に行われた住宅等について、改修工事が行われた翌年度分の固定資産税の税額の3分の1を減額する措置を講じる。

【参考】省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置の概要

対象となる住宅	平成20年1月1日に存在する住宅 （戸建て住宅、区分所有家屋の専有部分を対象とし、賃貸住宅は対象外）	
対象工事	期間	平成20年4月1日～平成22年3月31日
	工事内容	窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）又は窓の改修工事と併せて行う床、天井又は壁の断熱改修工事で、その費用が30万円以上であり、改修部位が新たに省エネ基準（エネルギーの使用の合理化に関する法律第74条に規定に基づく設計、施工、維持保全の指針において規定する各部位の基準）に適合することになるもの
減額の時期と割合	改修工事が行われた翌年度分の家屋に係る固定資産税の税額から3分の1を減額 （対象床面積は1戸当たり120平方メートルまで）	
手続	納税者は改修工事の終了後3カ月以内に、省エネ改修工事により新たに省エネ基準に適合したことについて、建築士等の有資格者が発行した証明書を添付して申告	
その他	バリアフリー改修に係る減額措置との併用は可能 （新築住宅、耐震改修住宅に係る減額措置との併用は不可）	

4 その他

その他必要な規定の整備を行う。